

淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く） 管理水準書

資 料 編

令和8年7月

兵庫県まちづくり部公園緑地課

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

目 次

1	主要施設.....	3
2	航空写真.....	4
3	施設図	5
4	樹木管理図	5
5	芝地草地管理図	6
6	清掃区域図	7
7	ゾーニング図 A.....	9
8	ゾーニング図 B.....	10
9	ニジゲンノモリ関連区域図	11
10	兵庫県立淡路島公園の維持・運営管理に関する協定内容.....	15
11	兵庫県立淡路島公園内のニジゲンノモリ工事に関する申し合わせ事項 ...	16

淡路島公園 管理水準書（資料編）

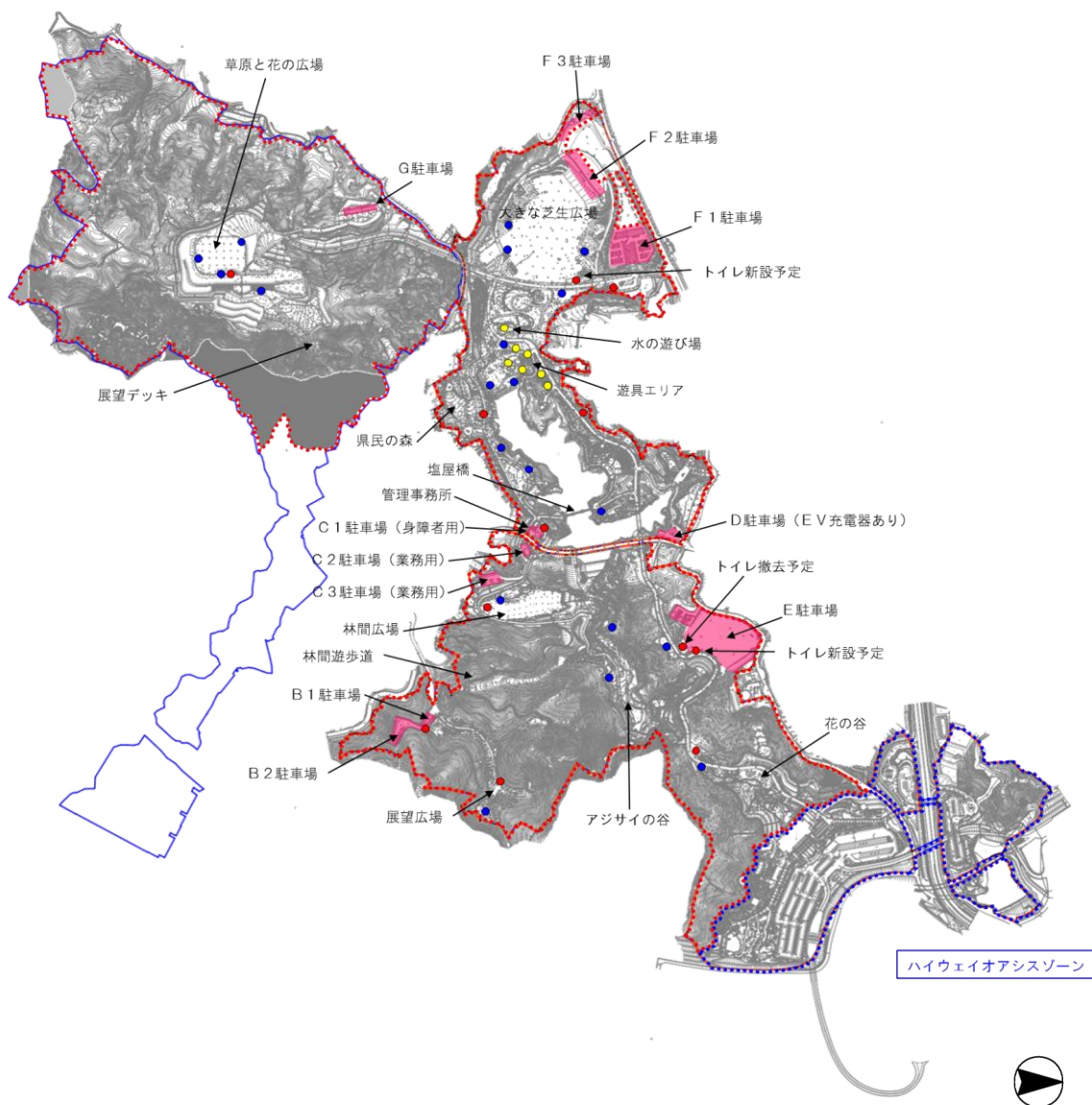
1 主要施設

施設		概要	面積等
管理事務所			建築面積 81 m ²
広場等		花の谷、あじさいの谷、水の遊び場、大きな芝生広場、展望広場、遊具エリア、林間広場、県民の森、草原と花の広場 等	104,600 m ²
池沼		昭和池	34,300 m ²
林間遊歩道			
塩屋橋			
遊具エリア（木の遊び場内）		乳幼児エリア、幼児エリア（屋根付き複合遊具）、小学生エリア（スライダー、斜面遊具、ネット遊具） ※乳幼児エリア、幼児エリアは令和3年度完成、小学生エリアは令和4年度完成を予定。	
駐 車 場	B 1 駐車場	普通車 21 台収容	23,700 m ²
	B 2 駐車場	普通車 36 台、大型車 2 台収容	
	C 1 駐車場	普通車 8 台収容	
	C 2 駐車場	普通車 14 台収容（管理用）	
	C 3 駐車場	普通車 33 台収容（管理用）	
	D 駐車場	普通車 18 台、大型車 3 台収容	
	E 駐車場	普通車 472 台収容	
	F 駐車場	普通車 240 台、大型車 10 台収容	
G 駐車場	小型車 5 台、普通車 15 台収容		

2 航空写真



3 施設図

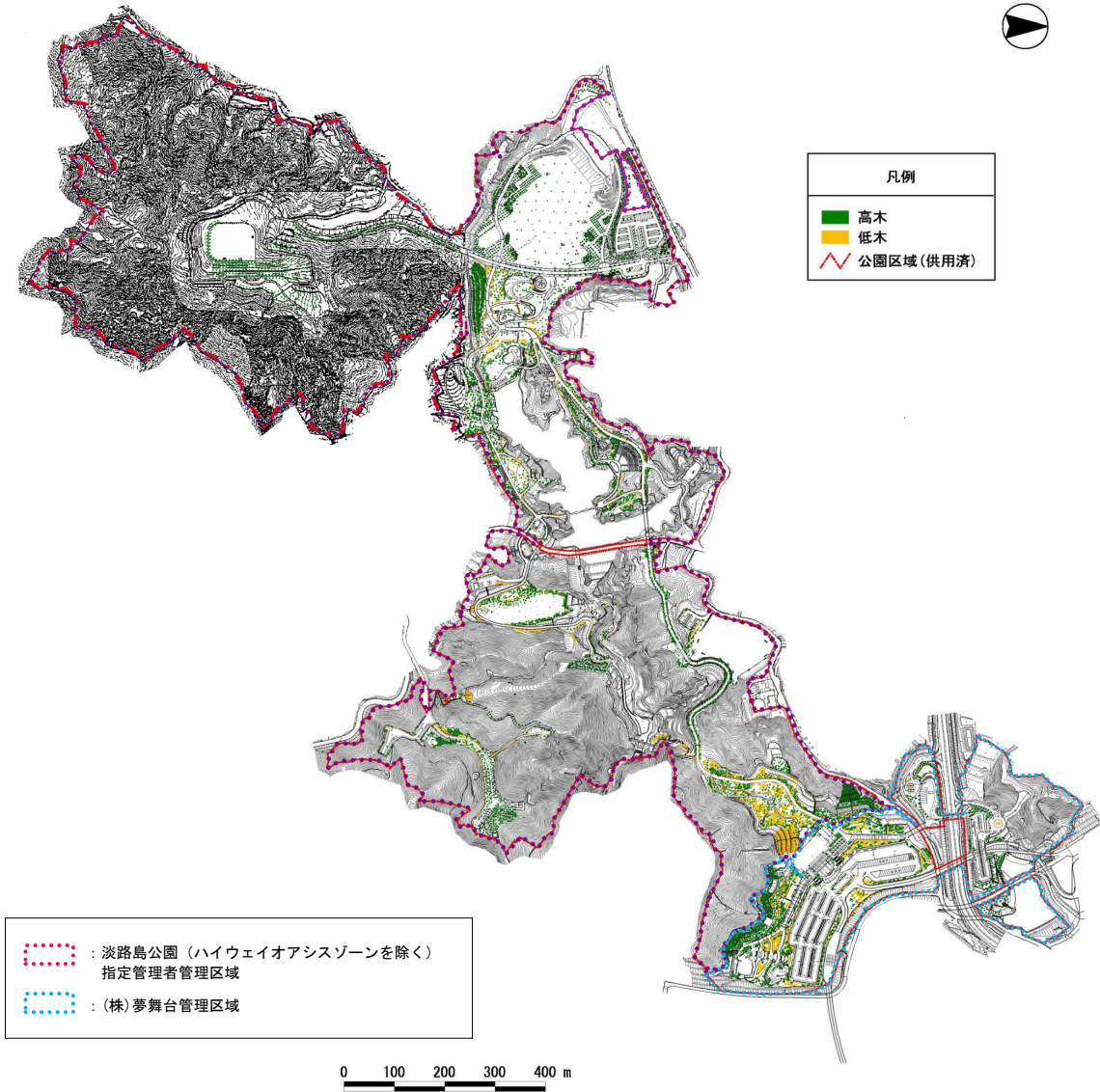


⋯ : 淡路島公園 (ハイウェイオアシスゾーンを除く) 指定管理者管理区域
⋯ : (株)夢舞台管理区域

凡例	
● (赤)	便所
● (青)	休憩所
● (黄)	遊具
■ (粉)	駐車場

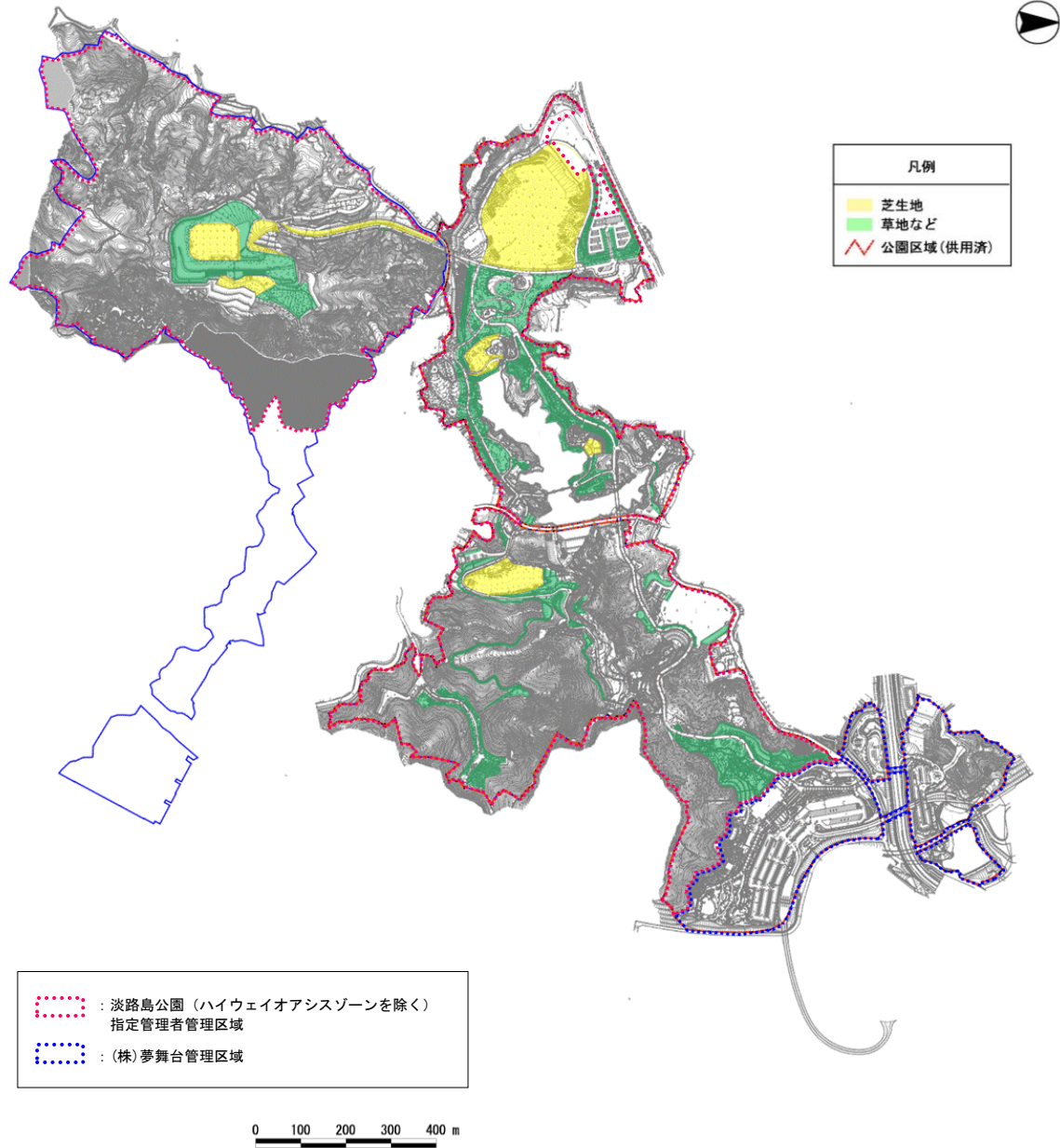
※(株)ニジゲンノモリ設置管理許可区域は、
 指定管理者管理区域対象外とする。

4 樹木管理図



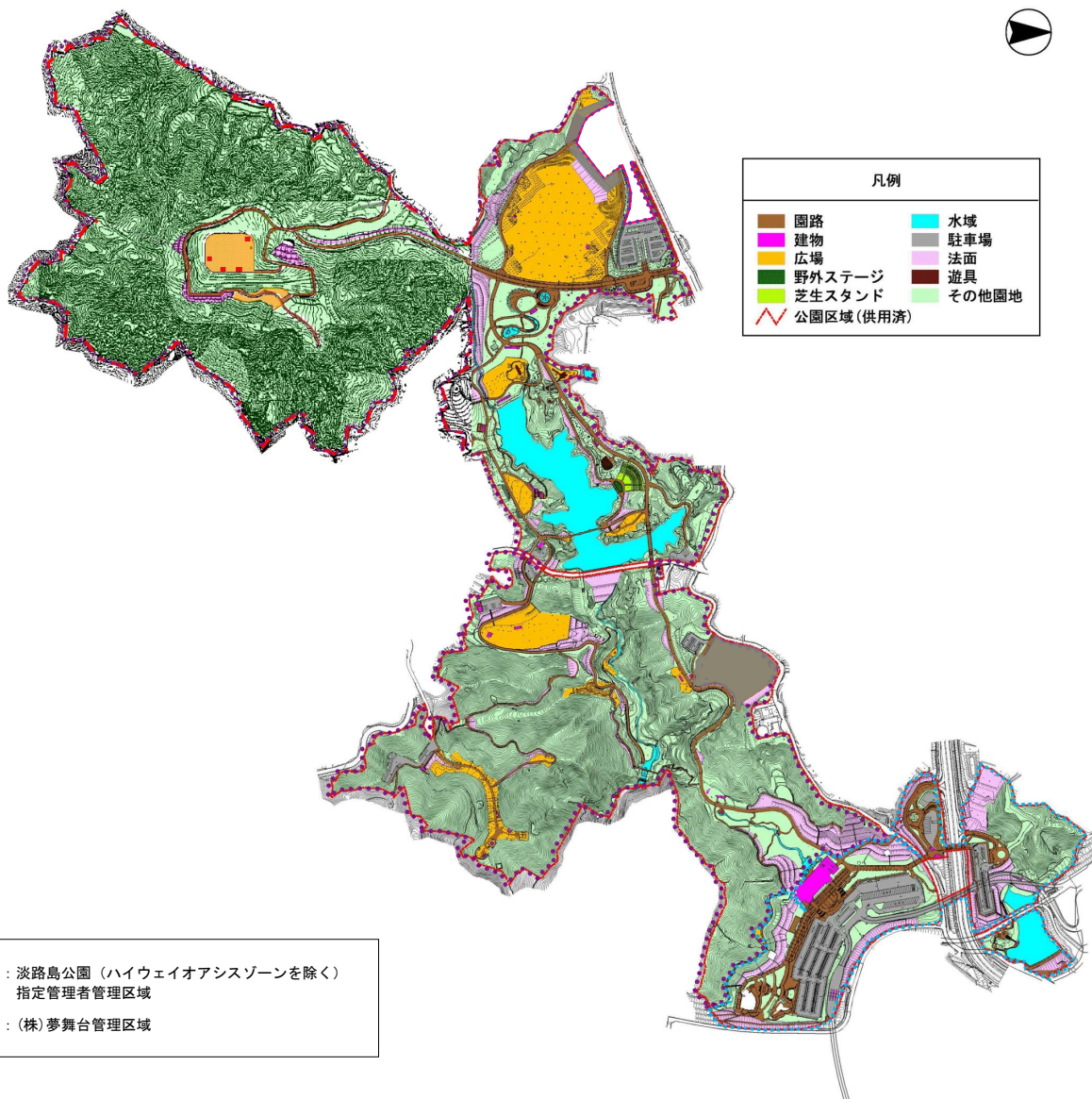
※(株)ニジゲンノモリ設置管理許可区域は、
指定管理者管理区域対象外とする。

5 芝地草地管理図



※(株)ニジゲンノモリ設置管理許可区域は、
指定管理者管理区域対象外とする。

6 清掃区域図



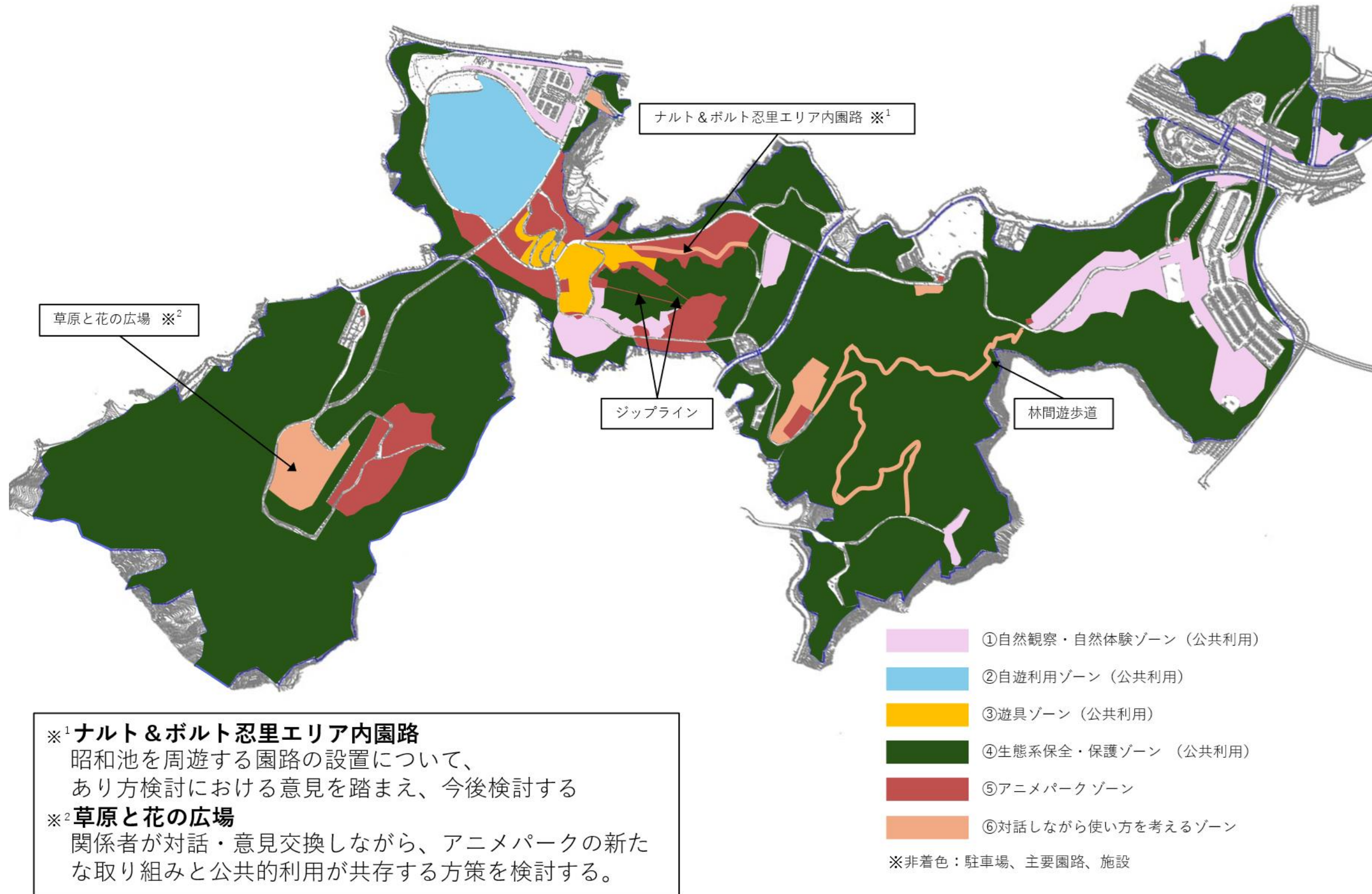
凡例	
園路	水域
建物	駐車場
広場	法面
野外ステージ	遊具
芝生スタンド	その他園地
公園区域(供用済)	

⋯⋯⋯ : 淡路島公園 (ハイウェイオアシスゾーンを除く)
 指定管理者管理区域
⋯⋯⋯ : (株) 夢舞台管理区域

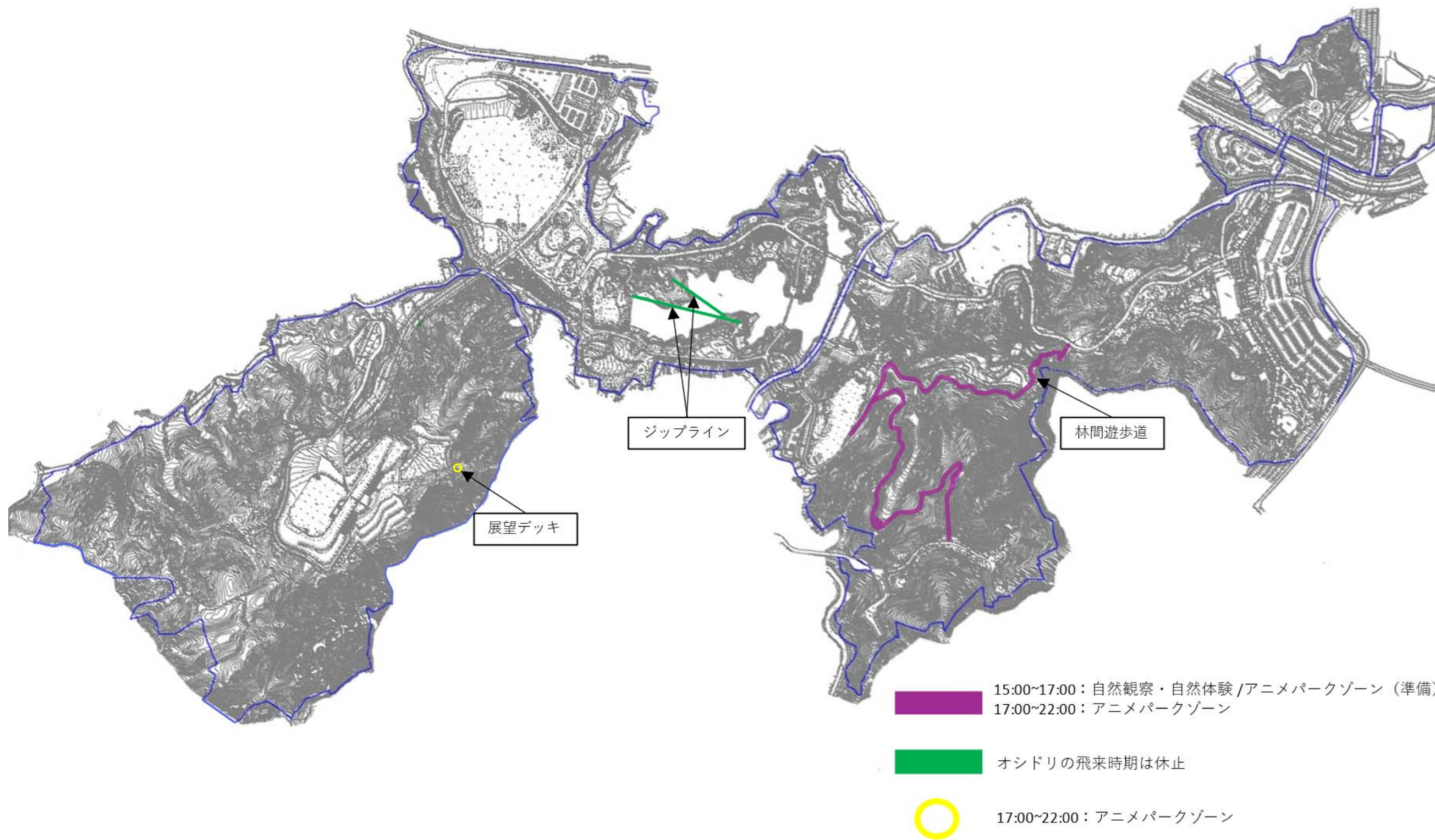
0 100 200 300 400 m

※(株) ニジゲンノモリ設置管理許可区域は、
 指定管理者管理区域対象外とする。

7 ゾーニング図A

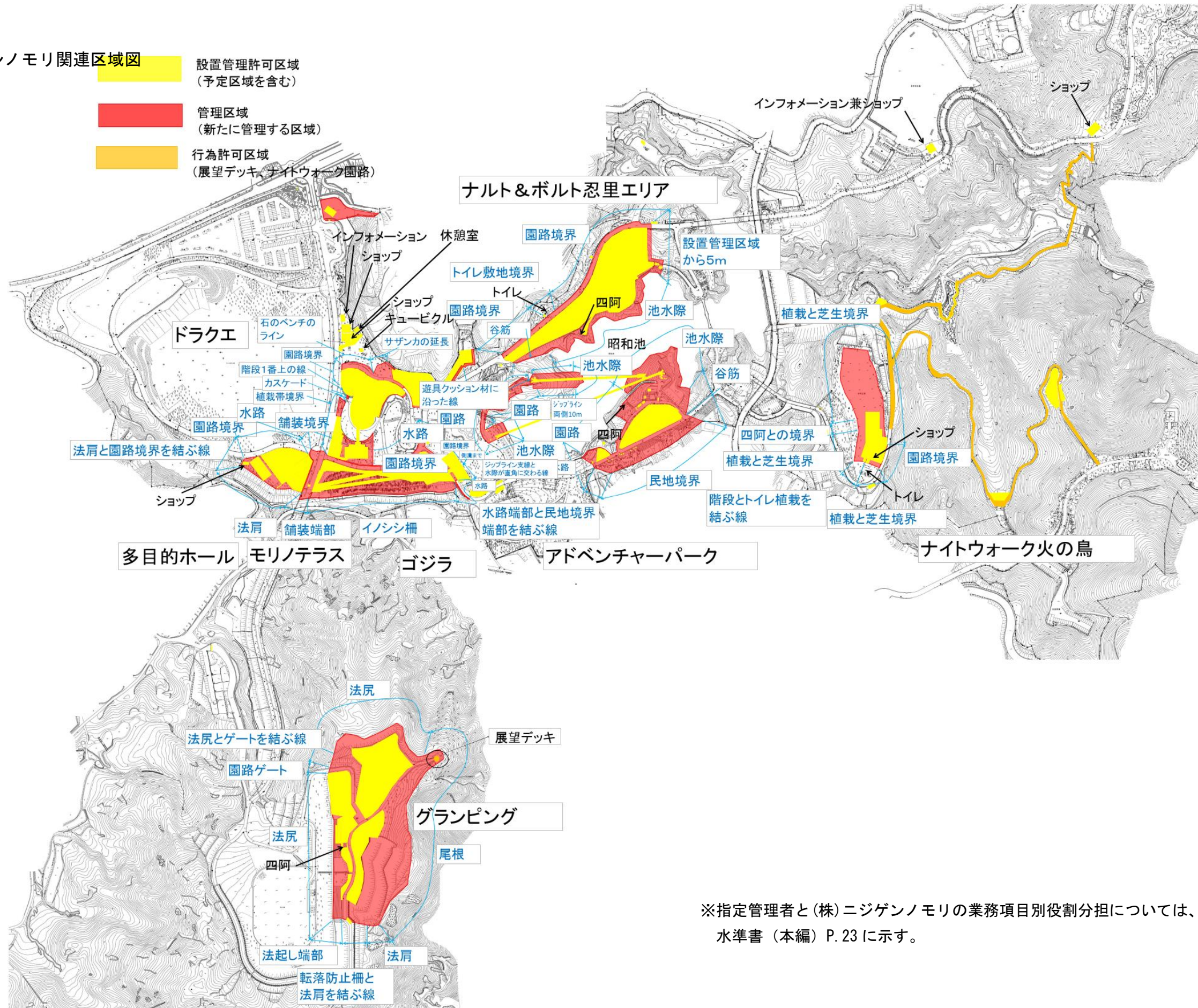


8 ゾーニング図B



9 ニジゲンノモリ関連区域図

- 設置管理許可区域
(予定区域を含む)
- 管理区域
(新たに管理する区域)
- 行為許可区域
(展望デッキ、ナイトウォーク園路)



※指定管理者と(株)ニジゲンノモリの業務項目別役割分担については、水準書(本編)P.23に示す。

(1) (株)ニジゲンノモリ 設置管理許可面積集計表 (令和8年4月末現在)

管理区域	全体面積	設置管理許可物	面積	備考	管理区域面積
アドベンチャー パーク1 芝生のレスト付 近	10,813	往路スタートデッキ	22.02		
		往路スタートワイヤー1	85.63		
		往路スタートワイヤー2	20.83		
		復路ゴールデッキ	17.58		
		復路ゴールワイヤー1	21.73		
		復路ゴールワイヤー2	10.15		
		受付ゾーン小	15.12		
		受付ゾーン大	294.50		
		コインロッカー	7.37	0.9×0.455×18 個	
		ショップ	59.84		
		アスレチックエリア	1,856.60		
		備品庫	6.17		
		写真プリント物置	4.71		
		ウッド風デッキ	12.80		
		雨水排水用砂利舗装	5.45		
		キッチンカー	11.78	4.55×2.59	
		しんちゃん FRP	18.84	3.14m2×6体	
		サイン A-type	3.24	1.2×0.9×3基	
		サイン B-type	2.40	2.4×1 基	
		サイン C-type	0.48	0.16×3基	
		サイン D-type	0.02	0.02×1基	
		駐車場 A	18.00	カート	
	インフォメーションゾーン	158.50	FRP1体、サイン C-type1基、D-type1基含む		
休憩室	23.42				
10,813	小計	2,677.18		8,135.82	

管理区域	全体面積	設置管理許可物	面積	備考	管理区域面積
アドベンチャー パーク2 木の遊び場付 近	2,300	往路ゴールデッキ	23.64		
		往路ゴールワイヤー1	11.77		
		往路ゴールワイヤー2	18.67		
		復路スタートゲート	15.00		
		復路スタートデッキ	7.77		
		復路スタートワイヤー1	116.76		
		復路スタートワイヤー2	12.79		
		水鉄砲	5.80		
		水大砲	8.00		
		機器室	9.72		
		既存ゲートサイン	0.01		
		しんちゃん FRP	15.70	3.14m2 × 5体	
		サイン A-type	1.08	1.2 × 0.9 × 1 基	
		サイン B-type	9.60	2.4 × 4 基	
	2,300	小計	256.31		2,043.69
グランピング	23,590	グランピングエリア	8,626.10		
		グランピング デッキ	116.50		
		冷蔵庫・リネンスペース	49.23		
		酵素風呂	3.22		
		ゴミストッカー・花壇	426.30		
		喫煙所	0.05		
	23,590	駐車場 C	14.00	カート	
23,590	小計	9,235.40		14,354.60	
ナルト	13,420	ナルトエリア	8,800.00	東屋エリア追加	
		備品倉庫	9.00	管理区域 90 m ² 増	
	13,420	駐車場 B-2	9.00	カート	
	13,420	小計	8,818.00		4,602.00
モリノテラス	2,230	モリノテラス	1,230.96	ゴジラによる見直し	
		ネットフェンス・門扉	1.45	1,100 m ² ゴジラエリアへ	
		多目的ホール	396.89		

		多目的ホール横ショップ	30.51		
	2,230	小計	1,659.81		570.19
ゴジラ	10,481	ゴジラエリア	6,173.00		
		AR パネル	1.04		
	10,481	小計	6,174.04		4,306.96
火の鳥 アドベンチャー パーク3 (林間広場)	5,600	ショップ	114.74		
		雨水排水用砂利舗装	10.45		
		ウッド風デッキ	13.00		
		コンテナハウス	40.47		
		サイン A-type	1.08	1.2×0.9×1 基	
	幼稚園迷路	1,748.11			
5,600	小計	1,927.85		3,672.15	
ドラゴンクエスト	8,740	ドラクエエリア	6,460.00		
	8,740	小計	6,460.00		2,280.00
バルーン	1,070	バルーン	117.00		
	1,070	小計	117.00		953.80
合計	78,244		37,325.59		40,918.41

10 兵庫県立淡路島公園の維持・運営管理に関する協定内容

(区域)

- ・兵庫県が(株)ニジゲンノモリに設置・管理を許可したエリアは(株)ニジゲンノモリが、それ以外は指定管理者が、その責任と費用負担において、維持・管理する。
- ・(株)ニジゲンノモリや指定管理者が公園内を走行させる園内トラムカー、送迎用カート及び管理用車両等については、(株)ニジゲンノモリと指定管理者が協議して必要に応じて互いのエリアでの走行を認める。車両等の走行に係る管理責任は、走行エリアを問わず運行主体が負う。

(費用の分担等)

- ・本公園の維持・運営管理のために指定管理者が支出した光熱水費が、ニジゲンノモリ施設開設前の過去3ヵ年度の平均額を超過した場合は、(株)ニジゲンノモリ施設の利用増によるものとして当該超過額を指定管理者に支払う。

(緊急時対応・安全対策)

- ・災害・事故・事件等における緊急時は、兵庫県、(株)ニジゲンノモリ及び指定管理者が協力して対応する。
- ・事故等を未然に防ぐための安全対策は、互いに協力して対応する。
- ・(株)ニジゲンノモリは、夜間及び年末年始等、指定管理エリアに職員が不在の場合は、指定管理区域施設利用者も含めた公園利用者の安全確保に必要な対応を行う。

(ニジゲンノモリの名称等)

- ・兵庫県及び指定管理者は、(株)ニジゲンノモリの許諾のうえ、ニジゲンノモリの名称、ロゴ、マーク等を使用する。
- ・指定管理者は、兵庫県と協議のうえ、公園内及びその周辺に名称等を表示した標識及び看板等を設置することができる。

(損害の負担等)

- ・管理区域の範囲にかかわらず、ニジゲンノモリ事業に起因し、第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、(株)ニジゲンノモリは損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。

11 兵庫県立淡路島公園内のニジゲンノモリ工事に関する申し合わせ事項

(役割分担)

①県（土木事務所）

- ・(株)ニジゲンノモリ（以下「ニジゲン」という。）が行う設置管理・占用の申請の許可権限を有する。
- ・ニジゲンの施設整備に係る工事の指導を行う。

②県（公園緑地課）

- ・ニジゲンの施設整備に係る計画内容の確認及び工事の指導を行う。

③指定管理者

- ・ニジゲンの設置管理・占用許可に係る工事の管理・監督については指定管理業務外であるが、指定管理区域内の施設及び業務に悪影響が及ばないように、できる限り県の業務執行に協力する。

④ニジゲン

- ・申請者として一切の賠償責任等を負い、許可工事の管理・監督（損害賠償責任負担申請書等）及び県の指導、管理事務所の助言・要請に対して真摯に対応する。

(設置管理等申請前)

- ・県（土木事務所・公園緑地課）、指定管理者及びニジゲンは、ニジゲン工事の手法、工程、工事・作業エリア及び来園者に及ぼす影響等に関して現場確認を行い、管理運営に影響する課題を抽出する。

(設置管理等申請後の審査)

- ・県（土木事務所）はニジゲンからの申請書類について、公園の維持管理、来園者の安全管理、及び設置物件の構造等に係る安全性の観点から、審査及び許可条件を付与の上許可する。その際、指定管理者に意見照会し、指定管理者は必要に応じて助言する。

(許可後の工事段階)

- ・指定管理者は指定管理業務における巡回において、ニジゲン工事の許可外行為及び来園者に危険を及ぼす行為、既存公園施設の破損等を発見した場合は、県（土木事務所）及びニジゲンへ情報提供する。
- ・ニジゲン工事において破損した既存公園施設がインフラ（水道管、電気設備）の場合、指定管理者はニジゲン又は施工業者への情報提供、一時対応を行うとともに、公園施設が影響を受けた場合は、利用者に広報をする。